

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第2回都・区検討会

1. 日時・場所

平成29年7月27日（木）10:00～11:30

都庁第二本庁舎 31階特別会議室 27

2. 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3. 議題

(1) 概成道路等の考え方

(2) その他

4. 配布資料

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」策定に向けた考え方
(第2回検討会資料)

5. 議事録（質疑）

目黒区

・広域的な道路及び地域的な道路の考え方を確認したい。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

・広域的な交通を担う道路を広域的な道路、地域的な交通を担う道路を地域的な道路として都が考えた区分けである。

港区

・広域的な道路及び地域的な道路の位置付けは確定か。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

・P5に記載されている広域的な道路の延長は、あくまで都が考えた区分けであり、各自治体との調整は済んでいない。そのため、P5の図の広域的と地域的な境が直線ではなく、波線で表している。

北区

・自転車通行空間について、本検討の中でどのように考慮されるのか。

- ・ 拡幅整備の有効性の精査における、地域の実情の観点について、具体的にどのように考慮するのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・ 現在、社会資本整備審議会道路分科会にて、道路構造条例等における自転車通行空間の規定の見直しが議論されているため、動向を注視していく必要があるが、現時点では、自転車は車道を通行することを基本に検討を進めていく。
- ・ 地域の実情は、基本的には地域の状況を深く把握している区にて考慮してもらいたいと考えている。

都市整備局都市基盤部長

- ・ 地域によって状況は様々であり、一律に地域の実情を決めることは難しいため、地元区と十分な調整が必要であると考えている。

世田谷区

- ・ 今後、路線ごとに検討主体を決定していくにあたり、施行者についても決定していくのか。
- ・ 植樹帯の幅員は、道路構造条例等において 1.5m を標準とすると規定されていることを考慮すべきではないか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・ 検討主体は、都市計画の決定権者、施行者及び都市計画線の管理者と同義ではないと考えている。
- ・ 第 1 回の各検討会での議論等を考慮した結果、施行者の決定には多大な調整や期間を要すると想定されるため、現段階では検討主体のみを、今年度中を目途に決定していきたいと考えている。
- ・ 植樹帯の幅員は、道路構造条例等において 1.5m を標準とすると規定されているが、「道路構造令の解説と運用」において、この規定はおおむね 1 m 以上 2 m 以下を意味するとある。道路構造条例等の規定及び地域の実情を考慮し、柔軟に検討していく。

墨田区

- ・ 拡幅整備の有効性の精査にあたり、道路構造条例等による評価である視点 1 の中の、無電柱化の収容空間やバス路線の有無、沿道土地利用による停車需要の多寡等の項目については、今後検討していくという認識か。
- ・ 拡幅整備の有効性の精査にあたり、例えば商業地域に誘導しようとしている地域等については、沿道の土地利用も考慮して、評価する必要がある。

- ・歩行者交通量の多いか否かはどのように判断するのか。

都市整備局都市基盤部街路計画調整担当課長

- ・地域の実情については、検討主体によって路線ごとに今後検討していく。
- ・歩行者交通量は、地域によって状況が様々であるため、地域の実情に応じて判断することになる。

都市整備局都市基盤部長

- ・沿道の土地利用の観点は当然必要であると考えており、視点2の中で、検討主体によって路線ごとに今後検討していく。

以上

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第2回都・区検討会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
都市整備局	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 街路計画課長 街路計画調整担当課長	

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」

第2回都・区検討会 区 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	
中央区	環境土木部 参事（連絡調整・特命担当）	
港区	街づくり支援部 土木計画担当課長	
新宿区	都市計画部 都市計画課長	（代理）
文京区	都市計画部 都市計画課長	
台東区	都市づくり部 都市計画課長	（代理）
墨田区	都市計画部 都市計画課長	
江東区	土木部 道路課長	
品川区	都市環境部 都市計画課長	
目黒区	都市整備部 都市計画課長	
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	（代理）
渋谷区	土木清掃部 街路・用地担当課長	
中野区	都市基盤部 副参事（都市計画担当）	（代理）
杉並区	都市整備部 土木計画課長	
豊島区	都市整備部 都市計画課長	（代理）
北区	まちづくり部 都市計画課長	
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	
板橋区	都市整備部 都市計画課長	（代理）
練馬区	都市整備部 交通企画課長	（代理）
足立区	都市建設部 企画調整課長	（代理）
葛飾区	都市整備部 街づくり計画担当課長	
江戸川区	土木部 計画調整課長	（代理）